

【応急対策】

基本方針

- 1 発災後の交通規制を把握し、迅速な、車両の運行を行う
- 2 ライフラインの復旧作業を行い、市民生活を早期に再建する

基本方針1 発災後の交通規制を把握し、緊急通行を行う

1 道路交通規制等

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多摩市 統括対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制の実施状況等の交通情報を収集する。 ○ 緊急通行車両等の事前届出制度に基づく、標章の発行を受ける。
多摩中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後は、道路交通法に基づく第一次交通規制実施に伴い、幹線道路対策の指定交差点に配置し、交通対策を実施する。 ○ その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。 ○ 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施する。 ○ 緊急通行車両等の事前届出制度に基づく、標章の発行する
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急通行車両（所管関係車両）等を確認する。

□ 詳細な取組内容

1 交通情報の収集、道路規制

(1) 情報収集、交通輸送計画

統括対策部は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じて関係各対策部に伝達する。特に、緊急輸送道路の状況については、警察署、関係機関と密接な連絡をとる。

また、交通規制や被災状況を踏まえた適切な輸送ルート等を策定し、関係各部に連絡する。

(2) 標章の交付

統括対策部長は、事前届出済証を防災安全課から受取り、多摩中央警察署へいき、

緊急通行車両標章を受取る

事前登録していない場合は、速やかに、所定の手続きを行い、標章の発行を受ける

2 警視庁の交通規制

(1) 第1次交通規制

警視庁は、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知したとき、速やかに次の第1次交通規制を行う。

① 第1次交通規制の内容

- 環状7号線内側の滞留車両の外側への流出を促すとともに、首都高速道路・高速自動車国道からの車両排出を容易にする。
- 環状7号線内側の道路を通行中の自動車(高速道路を降りた自動車を含む。)は、速やかに駐車場など道路外の場所への移動や、環状7号線の外側への移動を促す。
- 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線で都心方向への青信号の時間を短縮し、流入を抑制する。
- 緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

② 緊急自動車専用路指定予定路線

緊急自動車専用路 指定予定路線	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道4号ほか(日光街道ほか) ○ 国道17号ほか(白山通りほか) ○ 国道20号(甲州街道ほか) ○ 国道246号(青山通りほか) ○ 都道8号ほか(目白通り) ○ 都道405号ほか(外堀通りほか) ○ 都道8号(新目白通り) ○ 首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道
--------------------	---

※ 自転車、路線バス：環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

(2) 第2次交通規制

警視庁は、被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施(第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除)する。

前記、緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

① 緊急交通路指定予定路線の指定

国道1号（永代通り） 国道1号（第二京浜ほか） 国道6号（水戸街道ほか） 国道14号（京葉道路） 国道15号（第一京浜ほか） 国道16号（東京環状ほか） 国道17号（新大宮バイパス） 国道16号（東京環状） 国道16号（大和バイパスほか） 国道20号（日野バイパスほか） 国道122号（北本通りほか） 国道139号（旧青梅街道） 国道246号（大和厚木バイパス） 国道254号（川越街道ほか） 国道357号（湾岸道路）	都道2号（中原街道） 都道4号ほか（青梅街道ほか） 都道7号ほか（井の頭通りほか） 都道7号（睦橋通り） 都道9号（稲城大橋通りほか） 都道14号（東八道路） 都道15号ほか（小金井街道） 都道17号ほか（府中街道ほか） 都道18号（鎌倉街道ほか） 都道20号ほか（川崎街道） 都道29号ほか（新奥多摩街道ほか） 都道43号ほか（芋窪街道ほか） 都道47号ほか（町田街道） 都道51号（町田厚木線） 都道59号（八王子武蔵村山線） 都道121号（三鷹通り） 都道153号ほか（中央南北線ほか） 都道158号（多摩ニュータウン通り） 都道169号ほか（新滝山街道ほか） 都道173号（北野街道） 都道248号ほか（新小金井街道） 都道256号（甲州街道） 都道312号（目黒通り） 都道315号（蔵前橋通りほか）
---	--

※ 自転車、路線バス：環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

(3) その他の交通規制

道路管理者等は、道路の被害状況等に応じて交通規制を行う。

復旧復興・給水対策部長は、市道の道路管理者として被害状況を把握し、必要に応じて危険箇所の交通規制を行う。

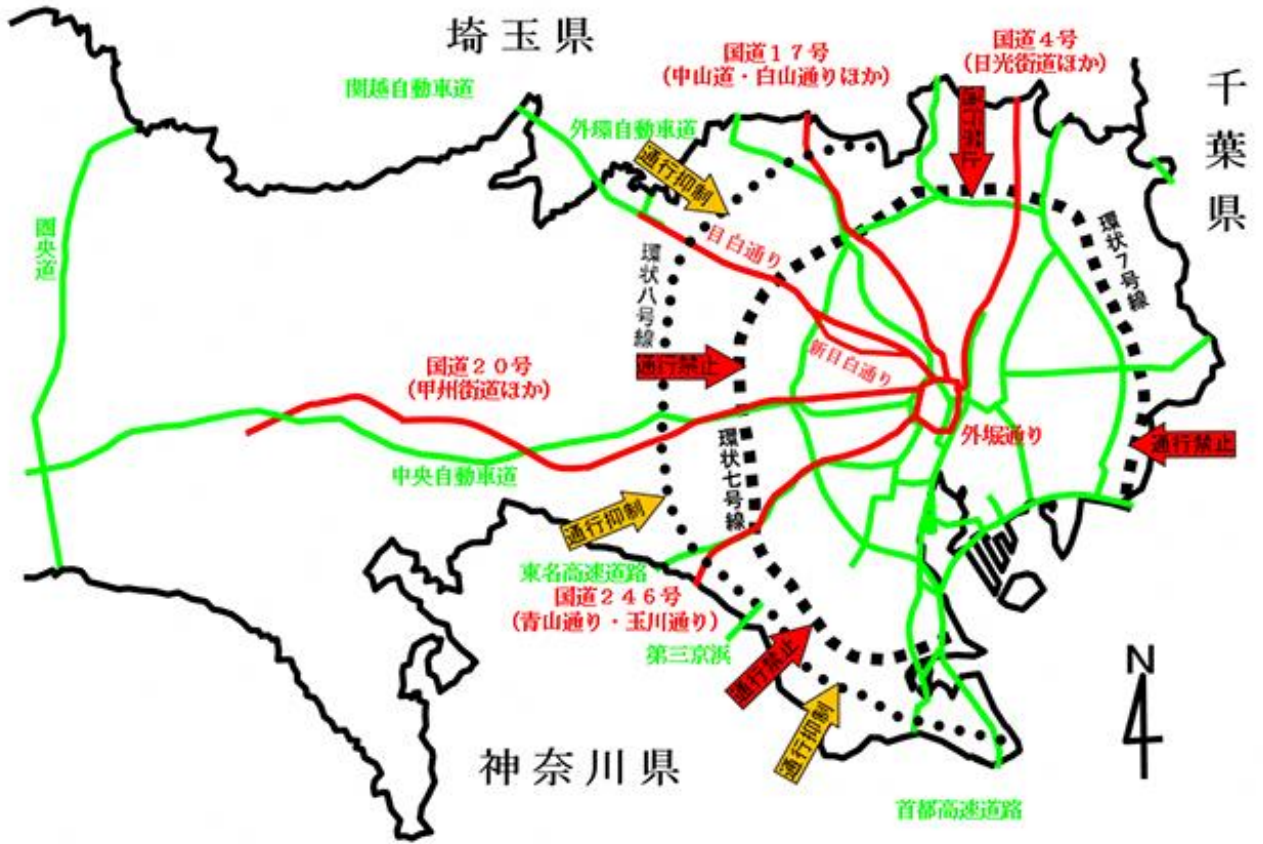
区分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第4条
	都内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合、災害応急対策上必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安	道路交通法第5条又は

区分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
	全と円滑を図る必要があると認められる場合	第114条の3
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき	道路交通法第6条又は第75条の3
自衛官及び消防吏員 (警察官がその場に行かない場合に限る)	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両等の通行の妨害となるとき	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者 (国道・都道・市道)	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ・規制標識の設置(区間を定めての通行禁止、制限、理由、回り道等) ・道路標識の設置	道路法第45条1項及び第46条1項道路法第46条

(4) 交通規制情報の収集・周知

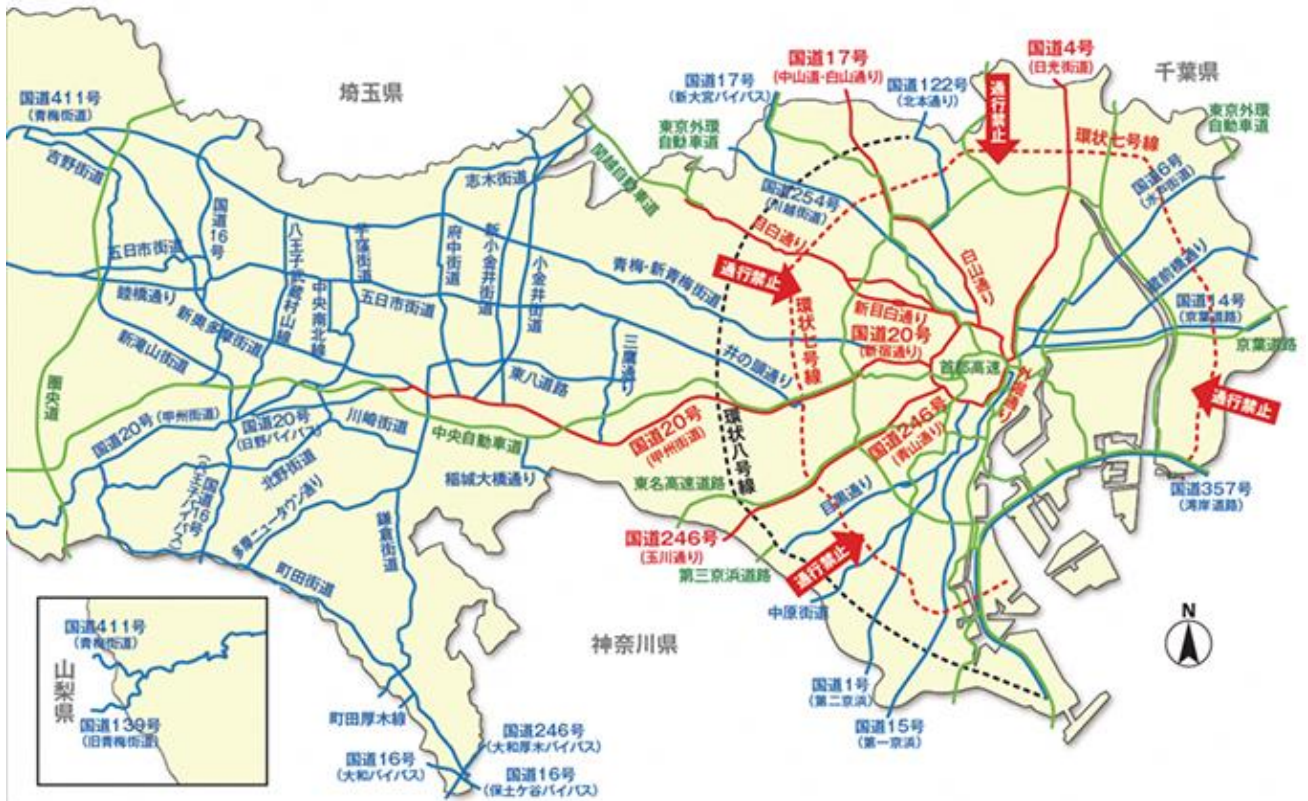
復旧復興・給水対策部は、警察署から、交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じ車両を用いる班に伝達する。また、交通規制の実施の報告を受けたときは、災害対策本部へ連絡し、広報広聴班は直ちにその内容を報道機関の協力を得て周知するよう努める。

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



凡 例			
環状七号線	■ ■ ■ ■	環状八号線	● ● ● ● ● ●
緊急自動車専用路	—	国道4号、国道17号(白山通りほか)、 国道20号、国道246号、 目白通り・新目白通り、外堀通り	
	—	高速自動車国道・首都高速道路等	

【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



凡		例	
環状七号線	■■■■■	環状八号線	●●●●●
緊急交通路	■■■■■	優先して指定する路線 (国道4号・国道17号(白山通りほか)・国道20号 ・国道246号・目白通り・新目白通り・外堀通り)	
	■■■■■	優先して指定する路線 (高速自動車国道・首都高速道路等)	
	■■■■■	被害状況により指定する路線	

3 緊急通行車両等の確認

- 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令(昭和37年7月9日政令第288号)第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。
- 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

4 緊急通行車両等の種類

- 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する車両
- 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
 - ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
 - ・ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
 - ・ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - ・ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
 - ・ 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
 - ・ 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
 - ・ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
 - ・ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
 - ・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
 - ・ 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両
- 事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。
- 交通規制除外車両については、震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

基本方針2 ライフラインの復旧作業を行い、市民生活を早期に再建する

1 道路・橋梁

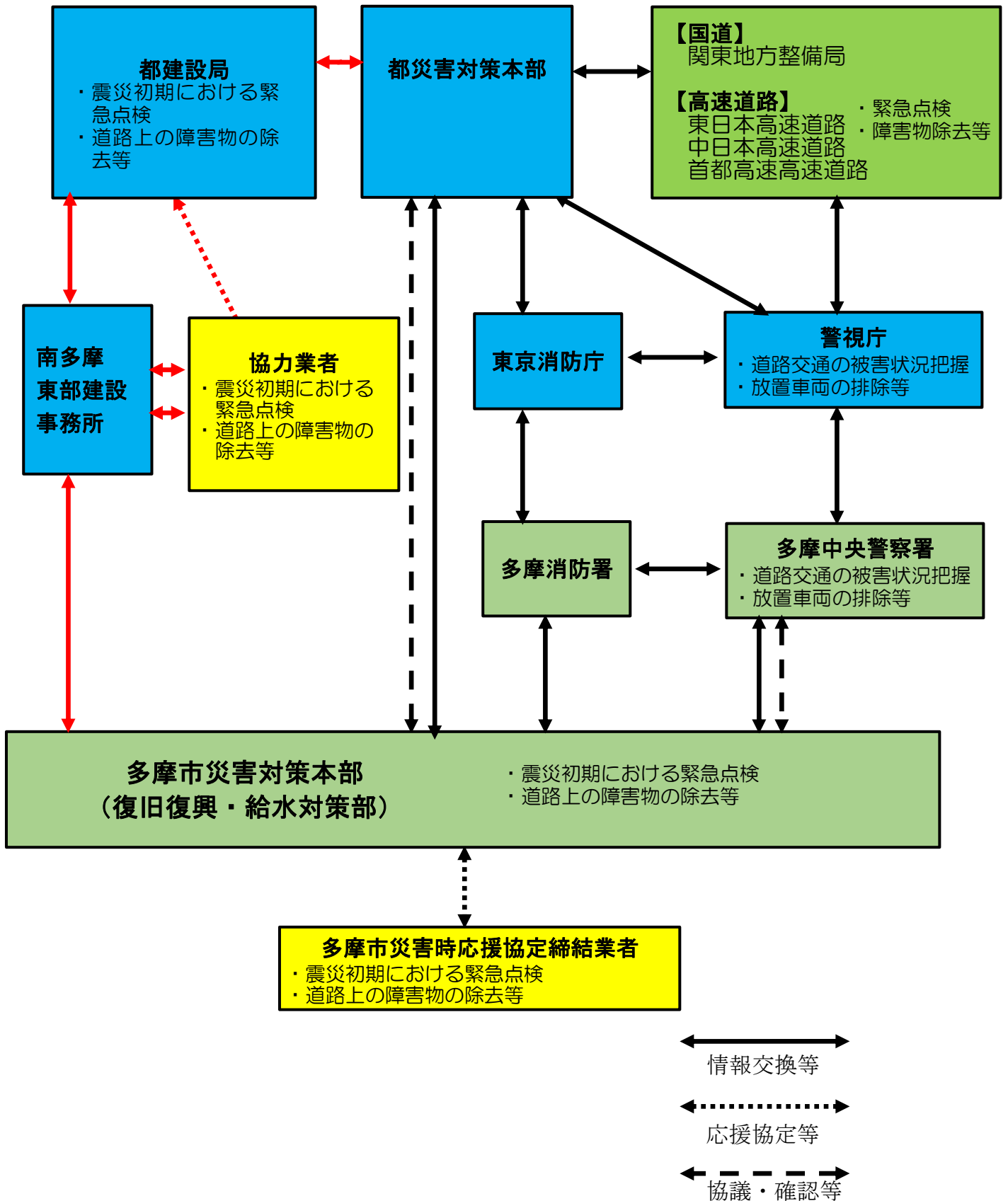
□ 対策内容と役割分担

緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路上の障害物の除去等を実施する。 ○ 通行止め等の措置により通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施する。 ○ 被災道路、橋梁の応急措置及び応急復旧対策を実施する。
多 摩 中 央 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ パトロール等を兼ねた広報を実施する。
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路上の障害物の除去等を法令に基づき実施する。
南 多 摩 東 部 建 設 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。 ○ 都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行う。 ○ 所管の道路・橋梁については、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置を行なうなど、通行者の安全対策を実施する。

1 緊急道路障害物除去



2 緊急道路障害物除去

市長は災害対策基本法第七十六条の六に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、市の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。

緊急道路障害物除去等作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間の優先順位の決定を行うとともに、東京都及び関係機関が有機的かつ迅速な協力態勢を確立して対応する。

- 道路に倒壊するおそれのある障害物については、法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
- 緊急障害物除去路線に指定された市道を優先に緊急点検を行う。
- 緊急点検、損壊箇所の応急措置及び障害物の除去は、復旧復興・給水対策部が災害時応援協定に基づき、協力機関の協力を得て実施する。
- 作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。
- 被害の規模や状況によっては、都へ自衛隊の派遣を要請する。
- 必要に応じて都道についても応急措置を行う。
- 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

2 鉄道施設

□ 対策内容と役割分担

初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うとともに、駅などでの各種情報提供等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
各鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部等を設置する。 ○ 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡を実施する。 ○ 徐行等の運転規制を行う。 ○ 乗客の避難誘導を行う。 ○ 負傷者の救護活動を行う。 ○ 浸水事故発生時の浸水防止及び排水作業を行う。 ○ その他、必要事項は、各鉄道会社の計画による。

3 河川施設等

□ 対策内容と役割分担

災害により堤防、護岸等の河川保全施設が破損したときは、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに、排水活動を行う。

【河川及び内水排除施設】

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防活動と並行して管内の内水路排水樋管施設を重点的に巡視する。被害箇所については、直ちに京浜河川事務所並びに都に報告するとともに必要な措置を実施する。 ○ 低地等に浸水被害が発生したときは、市所有の可搬式ポンプにより排水し、能力不足のときは市内の建設事業者等に協力を求めポンプ、労力を調達して応急排水を実施する。
南 多 摩 東 部 建 設 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した場合、建設局所管の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ○ 破損等の被害を受けた場合には、復旧に努める。
都 下 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路や防潮扉、水再生センター、ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる。
関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

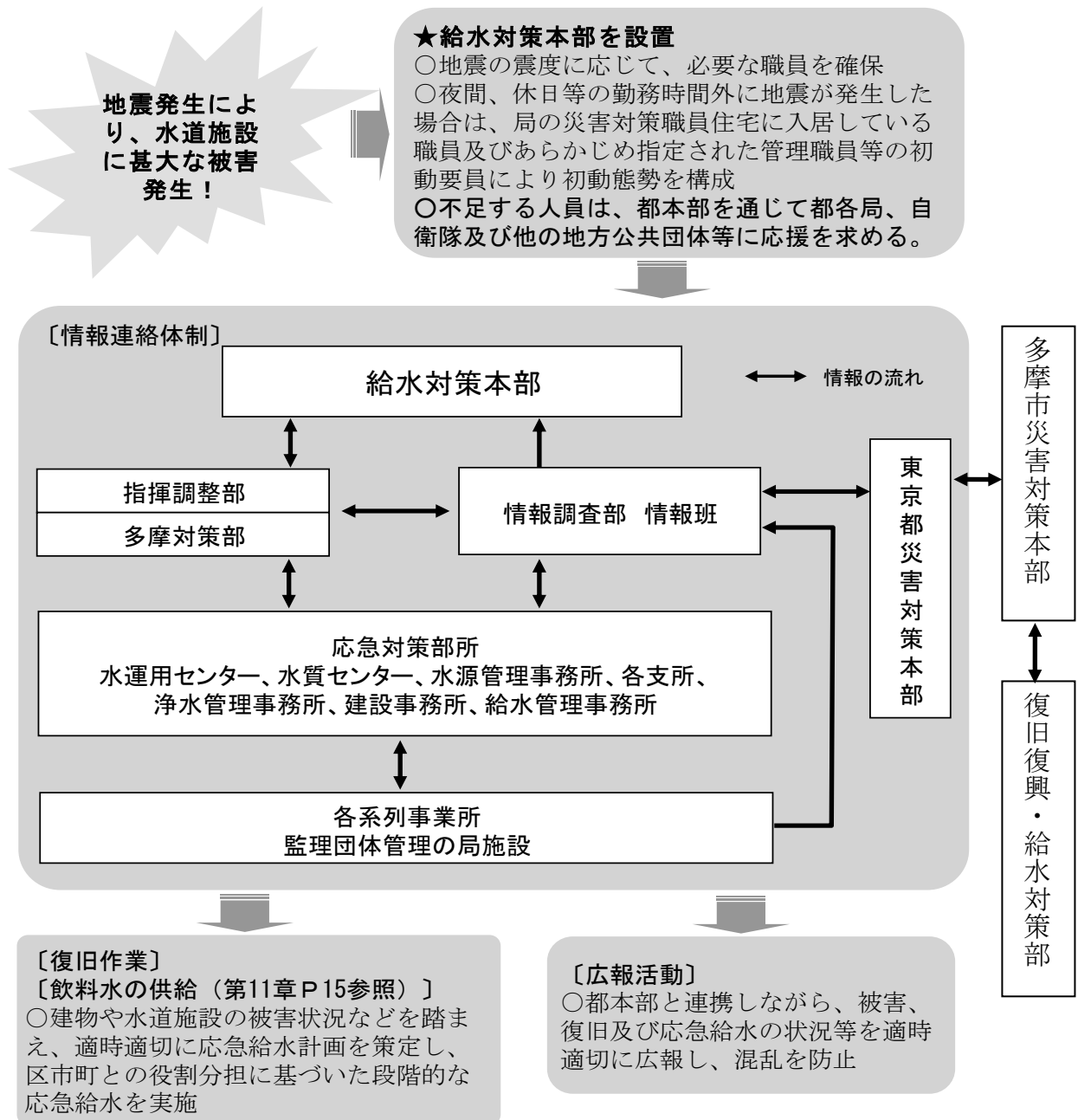
4 水道

□ 対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都水道局多摩給水管理事務所と連携し、情報連絡体制等を確立する。 ○ 市内応急給水施設（配水所・給水所等 5 箇所、市内公園 1 箇所）より、応急給水を実施する。 ○ 必要により、連光寺災害対策用井戸や多摩中央公園 100t 貯水槽などに給水拠点を設定する。
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。 ○ 施設の点検・被害調査を実施する。 ○ 被害箇所の復旧までの間、二次災害の発生や被害が拡大するおそれがある場合には、応急措置を行う。

□ 業務手順

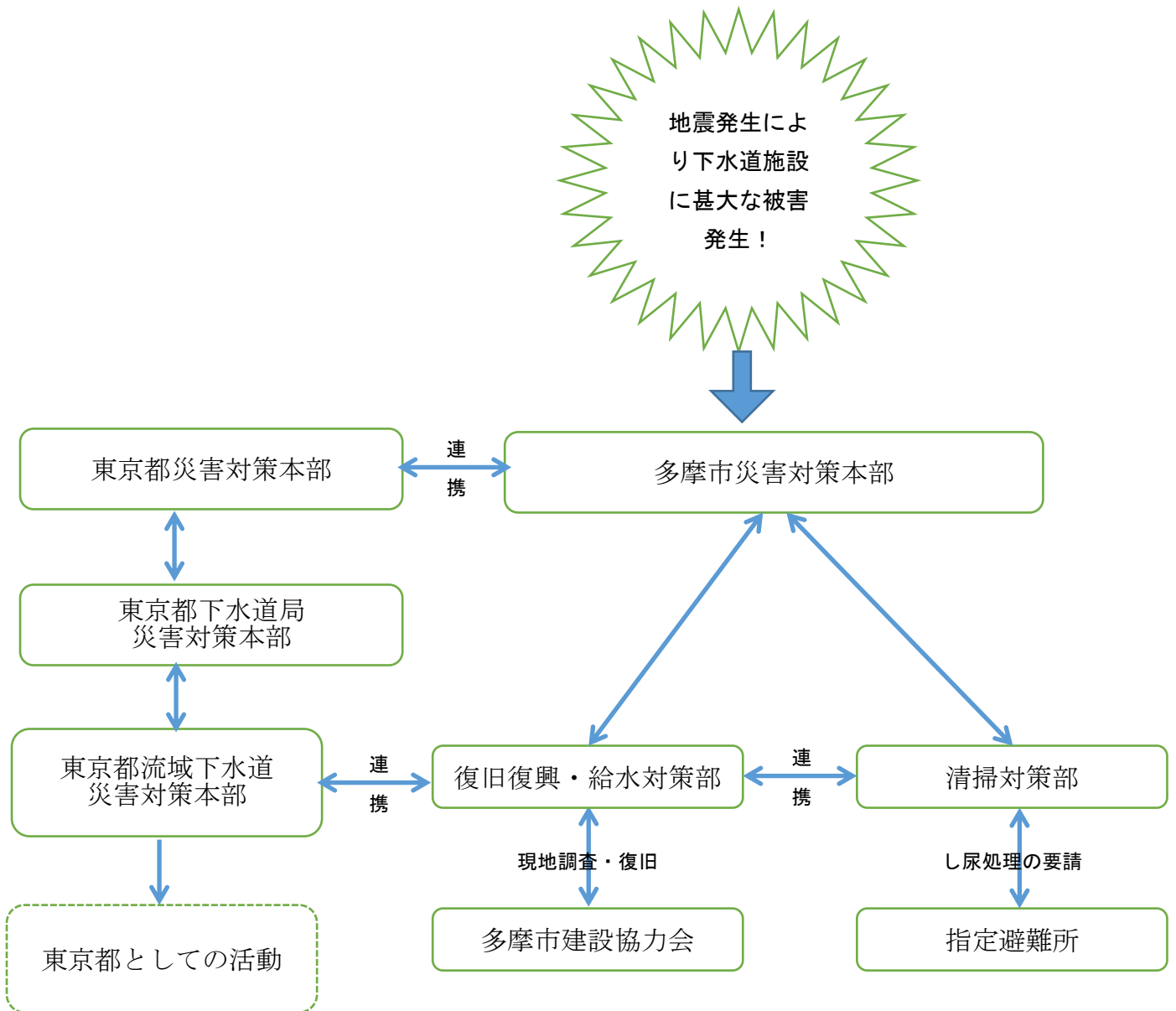


5 下水道

□ 対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針を定め、被災規模に応じ柔軟に、かつ速やかに進めていく。 ○ 緊急点検、調査、応急措置、復旧等を速やかに実施する。



凡例： 情報の流れ

□ 詳細な取組内容

1 被害が発生した場合は、原則として、次の順序により復旧を図る。

【施設の復旧順位】

第1位 ポンプ場、マンホールポンプ等の重要箇所

第2位 重要な幹線管きよ

第3位 枝線管きよ

第4位 まず、取り付け管等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水・雨水の流下機能を確保するための復旧を行う。

2 被災の発見から応急復旧までの流れ

(1) 緊急点検・調査

施設全体を対象に、管きよの土砂等による閉塞から汚水の逆流等の重大な機能障害、管路の破損、人孔の隆起等放置しておく危険となる被害（二次災害発生の可能性）の発見のために、短時間で調査を行う。

(2) 緊急措置

緊急点検・調査の結果、大きな二次災害につながる危険性があると認められる被害に対しては、段差、亀裂箇所への安全柵の設置、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる仮排水、専門業者への応援要請等の措置を講じる。

(3) 応急調査、応急復旧

- 被害が発見された箇所を中心に、応急調査を実施し、施設の被害状況を把握するとともに、応急復旧の判定を行う。また、応急復旧工法を選定する。
- 調査の結果、施設の暫定的な機能を確保するために、段差、亀裂等の道路復旧、管きよ人孔内部の土砂等のしゅんせつ、仮排水路の確保等の応急復旧工事を行う。
- 他機関との協議連絡の上、実施する。
- 下水道施設は道路下への埋設であるため、道路の被害と密接な関係がある。よって二次災害防止のため、道路管理者、警察との協議、情報交換を密に行い、被害の早期発見、迅速な応急対策に努める。また、同じ地下埋設管であるガス等の他企業者間とも同様に対応する。
- 可搬式排水ポンプ及び土工器材、作業用具は指定下水道工事店等へ協力を要請する。
- 被害状況に応じ、都下水道局流域下水道本部を通じて他都市等へ支援を要請する。
- 下水道の復旧に長期間を要すると予想される場合には、下水道使用の自粛（節水の呼掛け・水洗トイレの使用自粛等）の広報活動を行う。

6 電気・ガス・通信等

□ 対策内容と役割分担

情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。その他、応急活動は、各事業者の計画による。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資材の調達・輸送を行う。 ○ 震災時における危険予防措置を行う。 ○ 応急工事を実施する。 ○ 災害時における電力の融通を図る。
東京ガスグループ ガ ス 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報を収集する。 ○ 事業所設備等を点検する。 ○ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置をとる。 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置をとる。 ○ 被害推定に基づく応急措置を実施する。 ○ 遠隔再稼働による、速やかなガス供給再開を行う。 ○ 資機材等を調達する。 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給を行う ○ 避難所等への LP ガス供給を行う
各 通 信 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行う。 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等を行う。 ○ 災害対策用機材、車両等を確保する。 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

【復旧対策】

基本方針

- 1 速やかにまちの復旧を行う

基本方針1 速やかにまちの復旧を行う

1 道路・橋梁

- 対策内容と役割分担

道路・橋梁の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	○ 多摩市道の障害物除去及び応急復旧を行う。
南 多 摩 東 部 建 設 事 務 所	○ 都道の被災箇所、被害がある箇所の復旧を行う。 ○ 都道上の障害物除去作業及び障害物を搬出する。

- 詳細な取組内容

- 被害を受けた市道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助・救急活動、物資輸送のための確保に努める。なお、作業は市において選定した道路（避難所や拠点施設を結ぶ路線）を最優先に障害物除去するものとし、その後一般市道の復旧作業を行う。
- 道路の障害物除去は都道の管理者と緊密な連絡をとり、あらかじめ業務実施の協定を締結した多摩市建設協力会の協力により、がれき等の排除を行う。障害物除去の幅は原則として2車線(5m)とし、道路状況などからやむを得ない場合には1車線(3m)とする。
- 応急復旧すべき道路面に生じたき裂、陥没等は市所有の材料を使って埋め戻し等の応急復旧を行う。なお、状況に応じて道路の障害物除去と同様、多摩市建設協力会の協力により、応急復旧を行う。

2 鉄道施設

□ 対策内容と役割分担

施設の被害状況に応じた復旧を行う。その他、応急活動は、各事業者の計画による。

機 関 名	対 策 内 容
各鉄道事業者	○ 施設の被害状況に応じた復旧を実施する。

3 河川施設等

□ 対策内容と役割分担

多摩市の河川管理施設の復旧、都建設局所管施設の緊急工事等を行う。

□ 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	○ 内水路排水樋管施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策を行う。
南 多 摩 東 部 建 設 事 務 所	○ 破損等の被害を受けた場合の復旧対策を行う。 ○ 都建設局所管の河川管理施設の復旧対策を行なう。 ○ 多摩市の実施する復旧対策を支援する。
関 東 地 方 整 備 局	○ 都及び区市町村等の行う復旧対策へ支援する。

□ 詳細な取組内容

- 地震等により、被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急・復旧を行い、あわせて排水を行う。
- 河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある施設は、次のとおりである。
 - ・ 堤防破堤、護岸、天然河岸決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
 - ・ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
 - ・ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
 - ・ 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
 - ・ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

4 水道

□ 対策内容と役割分担

施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容 等
都 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取水・導水施設の復旧対策を行う。 ○ 配水施設の復旧対策を行う。 ○ 送・配水管路、給水装置の復旧対策を行う。

5 下水道

□ 対策内容と役割分担

下水道施設等の復旧を行う。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 復旧復興・給水対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の復旧対策を実施する。

□ 詳細な取組内容

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。

復旧順位

第1位 ポンプ場、マンホールポンプ等の重要箇所

第2位 重要な幹線管きよ

第3位 枝線管きよ

第4位 まず、取り付け管等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水・雨水の流下機能を確保するための復旧を行う。

6 電気・ガス・通信等

□ 対策内容と役割分担

二次災害の発生防止の観点や復旧効果の大小等から優先順位を定めて復旧を行う。その他、復旧活動は、各事業者の計画による。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ	○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。
東京ガスグループ ガ ス 事 業 者	○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
各 通 信 事 業 者	○ 応急復旧工事、本復旧工事の順で実施する。